

入札公告

(仮称)旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和3年8月30日

垂井町長 早野 博文



1 事業概要

(1) 事業名

(仮称)旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業

(2) 事業場所

岐阜県不破郡垂井町1532番地の1 外

(3) 事業の範囲

①新施設の設計に関する業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 基本設計業務
- (ウ) 実施設計業務
- (エ) 各種申請等業務
- (オ) その他事業を実施する上で必要な業務

②新施設の施工に関する業務

- (ア) 新施設建設工事
- (イ) 既存施設解体撤去工事
- (ウ) 近隣対応・対策業務
- (エ) その他事業を実施する上で必要な業務

(4) 事業期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

(ただし、設計・建設期間は令和6年1月15日までとする。)

(5) 予定価格

提案上限金額は金1,400,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、参加者の備えるべき参加資格要件の全てを満たす単体企業を含む共同企業体を基本とするが、参加資格要件を満たさない業務がある場合や他の構成員が業務を行うことに特段の理

由がある場合には、参加資格要件を満たす複数企業で構成されるグループも可能とする。なお、参加者を構成する企業を以下「構成員」という。

(2) 共通する参加資格要件

参加者の構成員は参加資格審査書類の受付締切日（以下、「参加資格確認基準日」という。）において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から選定事業者決定までの間に、垂井町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けている者でないこと。
- ⑥ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・西脇法律事務所
- ⑦ 垂井町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号及び第3号に定める暴力団又は暴力団等がその事業活動を支配する法人でないこと。
- ⑧ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(3) 個別の参加資格要件

① 新施設の設計に関する業務（ア）（イ）（ウ）（エ）（以下「設計業務」という。）を行う者設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、必ず1社以上は全ての要件に該当すること。他の企業はア及びイの要件に該当すること。

ア 令和3年度の垂井町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（建築士事務所又は建築一式工事）

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 平成23年4月以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

② 新施設の施工に関する業務（ア）（以下「施工業務」）を行う者

施工業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

【共同企業体の結成に関する要件】

ア 共同企業体を結成すること。

イ 共同企業体の代表企業は出資比率が最大である者であること。

ウ 共同企業体の構成員のうち、1者以上は垂井町に本社又は本店を有する者であること。

エ 共同企業体の構成員の出資比率の最低限度は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上であ

ること。

【共同企業体の代表企業の資格要件】

ア 令和3年度の垂井町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（建築一式工事）

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 平成23年以降に、元請（共同企業体は、出資比率が30%以上の場合の者に限る。）として、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積2,000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の新築工事の施工実績を有すること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評点（P）が1,200点以上であること。

オ 町が発注した工事のうち、過去2年度（令和元年度及び令和2年度）に完成・引き渡しのされた工事实績がある場合は、建築一式工事に係る工事成績評定の平均が65点以上であること。過去2年度に遡っても受注実績のない場合は65点とみなすこと。

【共同企業体の代表企業以外の構成員の資格要件】

○構成員が垂井町に本社又は本店を有する者の場合

ア 令和3年度の垂井町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（建築一式工事）

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評点（P）が700点以上であること。

○上記以外の場合

ア 令和3年度の垂井町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（建築一式工事）

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評点（P）が700点以上であること。

③ 新施設の施工に関する業務（イ）（以下「既存施設解体撤去工事」）を行う者

既存施設解体撤去工事を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア 令和3年度の垂井町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（解体工事）

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、解体工事業の許可を受けた者であること。

ウ 平成23年4月以降に延床面積2,000㎡以上の建築物（工場、倉庫等簡易的な構造のものを除く。）の解体撤去工事の実績を有すること。

3 審査方法

（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業者審査選定委員会において審査を行い、最適な事業候補者を選定する。

4 書類の配布

垂井町ホームページにおいて配付する。

5 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりと予定する。

手続等	期間・日時	方法・場所等
参考資料等の閲覧	令和3年 8月30日(月) 午前9時から 令和3年 11月26日(金) 午後5時まで	垂井町ホームページ及び垂井町役場において閲覧すること。
現場見学会	【開催日時】 令和3年9月6日(月) 午後1時30分から 【申込期限】 令和3年9月2日(木) 午後5時まで	<場所> 垂井町 1532 番地の 1 <申込方法> 説明会及び現地見学会参加申込書(様式2-3)を作成し、電子メールにより提出すること。(注2) <見学方法> 旧庁舎北側入口で受付後、内部等を見学する
質問受付・回答	令和3年8月30日(月) 午前9時から 令和3年9月15日(水) 午後5時まで (注1)	質問は、質問書(様式2-4)を作成し、電子メールにより提出すること。(注2) 回答は、令和3年10月8日までに垂井町ホームページにて公開する。
参加資格書類等の受付	令和3年 8月30日(月) 午前9時から 令和3年 10月15日(金) 午後5時まで (注1)	<提出方法> 持参又は郵送による提出 <提出書類> 参加資格審査書類等(様式1-1~1-10)
参加資格審査結果の通知	令和3年 10月22日(金) まで	代表企業に対して通知する。
提案審査書類の受付	参加資格審査結果の通知日から 令和3年 11月26日(金) 午後5時まで (注1)	<提出方法> 持参又は郵送 <提出書類> 提案書類・提案書・図面集(様式3-1~様式5-8)
提案審査書類に関するヒヤリング	令和3年 12月中旬	具体的な実施方法は、後日、町より代表企業へ通知する
選定事業者の決定・公表	令和3年 12月中旬	審査結果は全ての代表企業に通知する。 審査結果及び客観的評価については町のホームページで公表する。

(注1) 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(注2) E-mail: somu@town.tarui.lg.jp

6 担当課

垂井町役場 総務課 管財係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

電話：0584-22-1151 FAX：0584-22-5180

E-mail：somu@town.tarui.lg.jp

7 その他

- (1) その他の詳細は「(仮称)旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業 募集要項」による。
- (2) 本事業は、債務負担行為に係る契約(複数年度にわたる契約)とする。
- (3) 参加に伴う費用はすべて参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルは、令和3年度9月定例町議会の補正予算の成立を前提に準備行為として行うものである。このため、予算が成立しなかった場合には、本プロポーザルに係る契約を行うことはできない。

